

新型コロナウイルス感染症対策に伴う令和2年度の取組み

【資料5】

課名	項目	取り組み内容
幼保支援課	・予防対策	国の緊急事態宣言により、学校保健安全法に基づき一部の幼稚園は休園(4月7日～) 新型インフルエンザ対策特措法第24条第9項に基づき、県知事からの休業の協力要請。各園は休園を実施(4月14日～) 新型インフルエンザ対策特措法第24条第9項に基づく県知事からの休業の協力要請の一部停止により、幼稚園は各園の判断で分散登園等、教育活動の再開(5月22日～) 教育機会の確保のため、小学校等と同様に今年度の夏季休業を短縮。
	・健康診断	歯科健診については各園の嘱託歯科医と相談の上実施
幼保運営課	・予防対策	当該園の児童または職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、当該園を臨時休園。
	・歯みがき	食後の歯みがきについては、嘱託歯科医と相談の上実施。実施の際には、密にならないよう工夫したり、口を漱ぐ時に静かに排出するように声掛けをしている。
	・刷掃指導	刷掃指導を実施の際には、実際に歯ブラシを使用して行わず、エア歯磨きで実施するなど工夫している。
	・認定こども園フッ化物洗口	実施の際には、少人数で行うなどしている。
	・健康診断	歯科健診については各園の嘱託歯科医と相談の上実施
保健体育課	・登校日	市立小・中学校の登校再開は6月1日～ 児童生徒又は職員の感染が判明した場合は、臨時休校の必要性について衛生主管部局と十分相談の上、判断
	・歯みがき	給食開始後も歯みがきはせず、コップでのうがいのみ。夏季休業明けより、順次希望者のみ歯みがきを再開予定
	・定期健診	8月下旬より12月末をめどに実施予定
	・口腔衛生指導	通常は5月の連休明けから開始だが、9月以降に延期し、9月以前の予定校は中止
	・学校歯科保健推進事業	図画ポスター・標語等コンクールの中止。
	・歯と口の健康づくり啓発事業	7月より開始予定であったが、9月以降に延期。
	・むし歯予防フッ化物洗口事業	7月より開始が1校、他6校は歯みがき再開をめどに開始予定。
	・歯医者さんの喫煙防止教室	本来秋以降の実施。集団を小さくして実施することを前提に、希望調査中
健康支援課	・妊産婦歯科健診	緊急事態宣言発令中においては協力医療機関へ健診を延期または中止を要請。宣言解除後は一部を除き協力医療機関での受け入れ再開
	・歯周病検診	緊急事態宣言期間中は開催を中止。6月より参加者の数を縮小し、プログラムを短縮して再開。
	・母親&父親学級	緊急事態宣言期間中は開催を中止。6月より参加者の数を縮小し、プログラムを短縮して再開。
	・乳幼児健康診査 (4か月児・1.6歳・3歳)	感染対策を導入。感染防止マニュアルを作成。 緊急事態宣言発令後の4月9日から4か月児健康診査は中止し、BCG接種のみ実施、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は延期とし、6月15日より再開した。
	・口腔がん検診	申し込み開始を6月1日、健診開始日を7月1日としている。個別健診のため、協力医療機関で実施
健康推進課	・2歳児むし歯予防教室	6月までは来所を取りやめ電話相談で対応、7月以降は予約時間の間隔をあける、歯磨きの実践を一部分のみにする又は行わない、フェイスシールドの使用等、感染予防マニュアルに基づいて相談を行っている
	・歯科相談	集団での講演会は中止、録画映像の配信にて対応予定
	・乳幼児口腔保健指導事業	中央講習会は講演内容を録画し、対象者へ配信予定。各区で実施予定の地域歯科保健連絡会は、実施方法を検討中
	・歯っぴー健口教室	6～8月実施分は中止。9月以降は参加者数の制限、プログラム回数の変更、口腔体操や口腔清掃などの実技指導において、飛沫が飛ばないように留意するなど区単位で状況に応じて、実施予定
	・健康教育・講演会	6月実施分は延期、または中止。以降は会場の状況や講師、対象者との調整の上、実施
	・いきいき体操	Youtubeに体操の動画をアップ、市政だよりへの掲載
健康課	・成人歯科相談	6月までは来所を取りやめ電話相談で対応、7月以降は予約時間の間隔をあける、歯磨きの実践を一部分のみにする又は行わない、フェイスシールドの使用等、飛沫が飛ばないように留意した上、相談を行っている
	・口腔ケア事業	緊急事態宣言発令中の問診票の配付を見合わせ、6月以降配付再開。個別健診のため、協力医療機関での健診
	・各種イベント(区民まつり・市民健康づくり大会・歯みがき&でんたるカップミニサッカー大会・ヘルシーカムカム)	ヘルシーカムカムと歯みがき&でんたるカップミニサッカー大会は中止。「親と子のよい歯のコンクール」及び「8020長生きよい歯のコンクール」の審査会も中止のため、今年度の対象者は次年度と合わせて実施予定